平成２８年

第８回 農地部会（定例会）議案

平成２８年７月７日

前橋市農業委員会

平成２８年　第8回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２８年７月７日　　午後３時００分
・閉会日時　　平成２８年７月７日　　午後４時５０分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１６名）

１番　金子　賢太郎	２番　木村　隆一	３番　三森　和也	５番　江原　弘
６番　関口　喜弘	７番　小堀　清	８番　深町　冨士雄	９番　宮本　武夫
１０番　岡　賢一	１２番　太田　朗	１３番　星野　研一	１４番　関根　由彦
１５番　萩原　秀治郎	１６番　木村　謙	１８番　猪熊　克己	１９番　根岸　惠夫

・欠席委員（3名）
４番　星野　好孝　　１１番　浅井　雅彦　　１７番　大﨑　玉雄

・事務局出席者
事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　局長補佐　片貝　昌人　　副主幹　高山　幸治
主任　坂部　祐一　主任　　加藤　美奈子　　主任　冨澤　和則　　臨時職員　宮田　厚子
・その他の出席者
農業委員会長　　堀越　恒弘
会長職務代理者　小泉　俊夫
農林課主任　　蛭田　美恵子

・付議事件
（１）議案第３９号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（２）議案第４０号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（３）議案第４１号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（４）議案第４２号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（５）議案第４３号　　農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定について
（６）議案第４４号　　農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規定の変更決定につて

・協議事項
（１）第６号　　部会委員の辞任について

・報告事項
（１）第２８号　　農地法の規定による届出書の取消しについて（５条）
（２）第２９号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（３）第３０号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（４）第３１号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（５）第３２号　　現況証明交付状況について
（６）第３３号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴衆結果について

吉井局長　定刻になりましたので、これより平成２８年第８回農地部会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、４番　星野　好孝委員、１１番　浅井　雅彦委員　１７番　大﨑　玉雄委員の３名であります。なお、堀越会長につきましては所用で遅れて来られます。　従いまして在任委員１９名中１６名の出席であります。農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。本日は大﨑部会長が欠席ですので、深町部会長職代から、ごあいさつを申し上げます。

深町部会長職代　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定、及び、委員会規程第３条の準用により、深町部会長職代が議長となり会議を進めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

《深町部会長職代、議長に就任》

議　長　それでは、平成２８年第８回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。１２番　太田　朗委員、１３番　星野　賢一委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。

議案第３９号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から６番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から６番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３９号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から６番を承認とすることに決定いたします。

次に、**議案第４０号・農地法第３条の規定による許可申請**について、整理番号１番から１０番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積、稼働を朗読、説明）

整理番号５番、一般法による申請で、賃貸契約に解除要件が明記されており要件を満たしております。整理番号７番、農地の面積は５反未満ですが、申請地の位置、面積、形状からみて隣接する農地と一帯利用しないと利用困難と認められるため、農地法施行例第２条第３項第３号の不許可の例外に該当することを報告致します。整理番号１０番、農地の面積は５反未満ですが、社会福祉法人が野菜を作ることにより、入居者のリハビリ訓練や、他の障害者との交流などのため農地を取得するものであり、農地法施行例第２条第１項第１号の不許可の例外法人に該当することを報告致します。なお、整理番号１番から８番、整理番号１０番は農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議　長　なお、整理番号９番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班調査班長の報告をお願いします。

１５番委員（３班班長）　現地案内図３条の９をご覧下さい。申請地は農振地域内であるが、現況は耕作放棄地となっています。現在は米、ブルーベリー、トウモロコシ、野菜の経営を行っていますが、農業経営の規模拡大を図りたいそうです。面接には本人と代理人が来られました。農業機械は、トラクター、ユンボ、トラック等を所有しております。沼田の方に2haの畑がありますが半分位が未耕作地で、沼田からの通作には32ｋｍ・約40分かかります。申請地は土地改良し水田として稲作をします。水管理等は近所に住む息子さ

んに任せるそうです。しかし沼田に所有している畑を全部耕作していませんので、全部耕作が確認されるまで調査班としては保留と判断致しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号９番を保留とし、整理番号１番から８番、整理番号１０番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第４０号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号９番を保留とし、整理番号１番から８番、整理番号１０番を許可とすることに決定いたします。

次に、**議案第４１号・農地法第４条の規定による許可申請**について、整理番号１番から１１番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号１番から１１番は農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１１番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第４１号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から１１番までを許可とすることに決定いたします。

次に、**議案第４２号・農地法第５条の規定による許可申請**について、申請件数が多いため、始めに、整理番号１番から４１番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号２番、１８番は開発未了のため保留。なお、整理番号１番、３番から１７番、１９番から４１番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号８番、９番、３９番、４０番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班調査班長の報告をお願いします。

１５番委員（３班班長）　現地案内図５条の８をご覧下さい。申請地は市立桃瀬小学校から西へ約200mに位置し周囲は、北側、南側と西側は農地、東側は市道を挟んで宅地、市街化地域に近接する小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。本社より近く資材・車両置場として使用したいそうです。申請地にはキノコハウスが建っていました。面接には会社の関係者と代理人が来られました。会社の事業内容は土木工事等で、ダンプ、ユンボ等が10台位、従業員は5名です。現在の置場を返還するために申請地を借りたいとの事です。雨水は自然排水、周囲にはフェンスを設置し子供の通学安全を充分に確保するそうなので、調査班としては許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の９をご覧下さい。申請地はあいのやまの湯から西へ約400mに位置し、周囲は北側と南側は農地と宅地、東側は市道を挟んで宅地、西側は農地で小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。農地の有効利用のため太陽光発電を申請し

	ました。申請地は不耕作地でした。面接には会社関係者と代理人が来られました。会社の概要は太陽光発電が専門で3億円くらいの収入、現在78か所の発電所で40ＭＫＷ売電しているそうです。施設の概要は、280Wのパネル2,142枚、発電量599ＫＷ、売電単価は36円、賃貸料は1㎡当たり80円プラス固定資産税分です。設置後は防草シートを張り1.2mのフェンスを設置し必要ならＵ字溝で雨水を流します。調査班としては被害防除対策等もとられていますので許可相当と判断致しました。 現地案内図５条の３９をご覧下さい。申請地は市立大胡小学校の南東に近接し、周囲は北側と南側は農地、東側は宅地、西側は市道を挟んで宅地の小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。事業拡大のため、広い資材置場が必要になり申請しました。申請地は家庭菜園として利用されていました。面接には代理人が来られました。会社の概要は土木工事が主で、ダンプ等が10台、従業員7名、売上は7,000万円位です。土地の造成へ盛土して整地し、雨水は自然排水、周囲はフェンス等で柵をし、トラックの出入は子供の通学時間帯は避けるそうです。調査班としては、被害防除対策もとられ、交通安全に注意することでもあり許可相当と判断致しました。 現地案内図５条の４０をご覧下さい。申請地は上毛電鉄粕川駅から北西へ約1.2ｋｍに位置し、周囲は北側と西側は農地、東側は宅地、南側は雑種地で集団農地の辺縁部に位置する第１種農地です。会社業績が伸び資材置場が足りなくなり申請しました。申請地は不耕作でした。面接には会社関係者と代理人が来られました。会社の事業概要は土木・住宅・太陽光発電施設が主な事業で、年間40件程受けています。土地の造成は整地する程度、雨水は自然排水、外灯、フェンス等は付けないとの事です。進入道路は4mあり2t車位の出入のため充分だそうです。調査班としては、地目変更後の太陽光発電施設の設置ではないことの確認も取れましたので許可相当と判断致しました。
議　長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議　長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２番、１８番を保留とし、整理番号１番、整理番号３番から１７番、整理番号１９番から４１番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第４２号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号２番、１８番を保留とし、整理番号１番、整理番号３番から１７番、整理番号１９番から４１番までを許可とすることに決定いたします。 次に、整理番号４２番から７９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明） 整理番号６５番、開発未了のため保留。なお、整理番号４２番から６４番、６６番から７９番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。
議　長	なお、整理番号５８番、６９番、７５番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班調査班長の報告をお願いします。
１５番委員 （３班班長）	現地案内図５条の５８をご覧下さい。申請地は市立朝倉小学校の南東側に隣接し、周囲は、北側、南側と西側は宅地、東側は市道を挟んだ農地で市街化区域に近接する、小集団農地の辺縁部に位置する第３種農地です。現在の事務所は住居と併用しているため手狭となり申請しました。申請地は耕作放置地でした。面接には本人と代理人が

来られました。会社の事業概要は、住宅設備・リフォーム等の工事が主で、重機トッラク等が5～6台あり年間の売上は1億6千万円位。土地の造成は盛土して整地し、雨水等は排水路を設け、周囲はフェンス等を設置するとの事です。調査班としては、地目変更後の土地分譲ではない事の確認も取れ、交通安全にも充分注意するそうですので許可相当と判断致しました。

現地案内図５条の６９をご覧下さい。申請地は神沢の森プラスから南東へ約150mに位置し、周囲は北側と東側は山林、南側は市道を挟んで農地、西側は宅地で、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請地は傾斜地で障害物もなく採光の良い場所であるため、太陽光発電を設置したいそうです。申請地は作付けしてありませんでした。（借人）面接には会社関係者と代理人の方が来られました。会社の概要は、太陽光発電設備と住宅設備が主な事業で従業員は21名、売上は6億5千万円です。申請の施設には260Wのパネル364枚、発電量は47.2ＫW、売電単価36円との事です。土地造成は圧力をかけ整地し、防草シートを敷いて、周囲は1.2mのフェンスを設置予定。

（貸人）面接には会社関係者と代理人が来られました。会社の概要は、ブルーベリー、米、麦を主に野菜や苗木の販売を行っています。年間売上は2,000万円程です。平成２７年２月に農地法第３条の許可をとり平成２７年８月に５条売買予約をした理由を文章で報告するよう指導致しました。理由書は提出されております。前橋市では３年６作の営農が認められないと転用が難しいことをお話しました。以上のことから調査班としては部会判断でお願い致します。

理由書：平成２７年２月に農地法第３条許可を得て取得した土地を前橋市の指導による３年６作の肥倍管理もしないうちに転用許可の申請に至った事ですが、実際は平成２３年に売買しましたが土地所有者全員の足並みが揃わず登記に時間がかかり平成２７年２月に所有権移転出来ました。この間現地にはブルーベリーを定植し翌年あたりから収穫も始まりました。　５条の６９については以上です。

現地案内図５条の７５をご覧下さい。申請地は県立前橋高校から西へ約100mに位置し、周囲を住宅に囲まれた市街化が進む第２種農地です。前橋方面の事業量が増え資材置場として利用したいそうです。申請地はロータリーで耕転してありました。面接には代理人が来られました。会社の概要は、住宅建設、リファーム工事等が主な事業で、年間件数は180戸、売上は4億6千万円位、社員は10名程度です。土地の造成は、盛土はしないでバラスを入れて整地をする程度だそうです。地目変更後の土地分譲ではない事の確認もとれ、又、既存の資材置場の案内図と現況写真も提出されましたので、調査班としては許可相当と判断致しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、暫時休憩と致します。

議　長　では、再開いたします。皆様からのご意見、ご質問等をお願いします。

小泉職務代理　整理番号６１、賃貸借の期間は。

高山副主幹　２０年間です。

小泉職務代理　整理番号７５番、許可後転用目的違反の場合は。

高山副主幹　特別調査班が呼出すことになります。

１番委員　整理番号６１、既存の置場と、面積は。

齋藤係長　現地等は他の案件で確認しておりますが、会社の東隣に事務製品等を置いて利用しておりますがいっぱいでした。面積1,961㎡です。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号６５番を保留とし、整理番号４２番から６４番、整理番号６６番から７９番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　賛成多数でありますので、議案第４２号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号６５番を保留とし、整理番号４２番から６４番、整理番号６６番から７９番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、**議案第４３号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定**について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

蛭田主任　　◇（説明：農林課地域営農係）

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第４３号について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第４３号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を承認といたします。

次に、**議案第４４号・農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規定の変更決定**について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

蛭田主任　　◇（説明：農林課地域営農係）

議　長　　以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

７番委員　　新条文の農地中間管理機構と旧条文の農地保有合理化法人は同じ組織ですか。

蛭田主任　　農地保有合理化法人が廃止になりましたのでの農地中間管理機構が事業を継承しました。

議　長　　今まで農協に中間に入っていただき貸し付けしていましたが、中間管理機構移に移行するということです。利用権については別ですが。

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第４４号について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第４４号・農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規定の変更決定については、原案を承認といたします。

次に、協議第６号部会委員の辞任について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

片貝局長補佐　　◇（資料を説明）

議　長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、慣例に倣い「辞任願」を提出することとしてよろしいでしょうか。

◇（異議なしの声）

議　長　　異議がないようでありますので、事務局から「辞任願」の提出方法等について説明願います。

片貝局長補佐　　「辞任願」につきましては、事務局におきまして用紙を用意させていただきました。これより用紙を配布いたしますので、お名前を自書願い、この場で用紙を回収させて

いただきます。なお、印鑑につきましては、別途事務局で押印させていただきます。

議　長　　ただ今、農業委員会規定第８号の規定に基づき、農地部会全員から辞任願いの提出がありましたので、お諮りいたします。この辞任願いにつきまして、農地部会として同意することとしてよろしいでしょか。

（異議なしの声）

議　長　　異議がないようですので、ただ今、提出されました辞任願いにつきましては、農業委員会規則第７条の規定に基づき、農地部会として同意することと決定いたします。

なお、本件につきましては、８月１日に開催されます第３回総会に報告事項として上程いたしますことを併せて申し添えます。

次に、４６ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第２８号から第３３号までとなっております。

第２８号から第３２号までの報告内容は、

○農地法の規定による届出書の取消５条申請	１件
○法第４条の届出書の受理状況	３件
○法第５条の届出書の受理状況	２９件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	１７件
○現況証明交付状況	２件

議　長　　報告事項第３３号は、６月部会において許可とした法第４条・第５条の農地転用許可申請について、農業会議の意見が、「許可妥当」でありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後４時５０分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２８年７月７日

議　長

署名人

署名人